

一般社団法人鳥取県社会福祉士会 役員選出規則

平成 23 年 3 月 5 日制定

(目的)

第 1 条 この規則は、一般社団法人鳥取県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第 26 条第 3 項の規定に基づき、役員選出に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(役員の種類)

第 2 条 この規則において「役員」とは、理事及び監事をいう。

(理事の設置及び定数)

第 3 条 理事を次のとおり置く。

(1) 理事 9 名以上

(監事の設置及び定数)

第 4 条 監事を次のとおり置く。

(1) 監事 1 名以上

(候補者選出方法)

第 5 条 本会の役員候補者の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 理事 立候補とする。
- (2) 監事 理事会の議決により候補者を選出する。

(理事の立候補)

第 6 条 理事に立候補する場合の要件は、次のとおりとする。

- (1) 立候補者は定款第 7 条に規定する正会員であること。
 - (2) 立候補の時期は、役員改選にあたる総会の前の別に定める期間とする。
 - (3) 立候補の受付は、郵送によることとし、締切日の消印を有効とする。
 - (4) 立候補者は、所定の立候補届に立候補理由を明記し、提出しなければならない。
2. 立候補者は、立候補にあたり正会員 1 人の推薦を必要とする。その場合には、推薦者は次の条件をすべて満たすことを要する。
- (1) 推薦者は、所定の推薦書に推薦理由を明記すること。
 - (2) 推薦者が推薦できる立候補者は、1 人とする。
 - (3) 推薦者は立候補できない。

(選挙管理委員会)

第 7 条 役員選出にかかる公正な事務を行うため、選挙管理委員会を設置する。

2. 選挙管理委員会の委員定数は、3 人とする。
3. 選挙管理委員会は、理事選出のための公示を、立候補受付期間開始日の 2 週間前までに
行う。

4. 選挙管理委員会は、20 日以上 30 日を超えない範囲で、立候補受付期間を定めなければならない。
5. 選挙管理委員会は、立候補の受付及び審査を行い、理事会による理事及び監事候補者の選出を受けて、立候補者名簿をととのえ、総会に提出する。

(選挙管理委員)

第 8 条 選挙管理委員は、正会員の中から公募し抽選により選出され、会長が委嘱する。

2. 前項の公募方法等の細目については、理事会において別に定める。
3. 選挙管理委員は、理事に立候補し、または立候補者を推薦することができない。
4. 選挙管理委員長は、選挙管理員の互選により選出する。
5. 選挙管理委員の任期は、役員改選にあたる総会の当日までとする。
6. 第 1 項により選出された委員の名簿は、会長が会員に公表する。

(役員候補者名簿の公示)

第 9 条 役員候補者の名簿は、総会の開催通知とともに、会員宛に送付される。

(役員選任方法)

第 10 条 総会において役員を選任する方法は、次のとおりとする。

- (1) 理事 出席者による投票を行い、定数までの上位得票者とする。
- (2) 監事 出席者による信任投票を行い、過半数をもって決する。

2. 前項第 1 号の投票方法等の細目については、理事会において別に定める。

(欠員)

第 11 条 役員に欠員が生じた場合の措置は、理事会において別に定める。

(委任)

第 12 条 この規則に定めるものの他、細目に関する事項は、理事会において別に定める。

(改正)

第 13 条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年 3 月 5 日から適用する。